

三 晃 商 事 株 式 会 社

(2003年版)

## 《は じ め に》

本書は、平成15年3月決算期（平成14年4月1日～平成15年3月31日）における当社の会社の概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 《記 載 項 目》

### 1. 会社の概況

「会社の沿革」……設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」……定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」……経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」……平成15年3月決算期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」……所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」……役員の氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員の状況」……社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

「営業方針」……営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」……内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」……平成14年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」……当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」……適正な受託業務遂行の指針となる社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

「貸借対照表」……平成15年3月31日現在の資産、負債、資本の内容について記載しています。

「損益計算書」……平成14年度の収益、費用等の内容について記載しています。

「重要な会計方針」……会計方針の中で重要なものについて記載しています。

「注記事項」……貸借対照表及び損益計算書に係る注記事項を記載しています。

「利益処分計算書」……当期末処分利益の利益処分について記載しています。

「財務比率」……平成15年3月決算期において、財務比率算式に基づいた財務比率の内容について記載しています。

# 1. 会社の概況

## (1) 会社名等

会社名 三晃商事株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 石田 敏一  
 所在地 東京都中央区日本橋浜町3丁目42番3号  
 電話番号 03-3249-3500 (代)

## (2) 会社の沿革

当社は、商号を「三晃商事株式会社」とし、昭和31年12月3日に福井人絹取引所の会員及び仲買人として、受託業務を行うことを目的として設立、創業いたしました。

年 月	概 要
昭和31年12月	商品先物取引の受託業務を目的として、三晃商事株式会社を福井市佐佳枝中町15番地に創業 資本金6百万円
32年1月	福井人絹取引所、仲買人登録
43年8月	福井市中央に本店移転 資本金3千万円に増資
46年1月	許可制への移行に伴い、通商産業大臣より福井人絹取引所人造絹糸市場の商品取引員の許可を受ける
50年9月	通商産業大臣より、名古屋繊維取引所毛糸市場・綿糸市場・ステープルファイバー糸市場の商品取引員の許可を受ける 名古屋支店開設
52年2月	農林大臣より大阪砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける 大阪支店開設
63年3月	農林水産大臣より神戸穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
平成元年12月	広島支店開設
2年9月	東京支店開設
3年4月	東京支店所在地、東京都中央区日本橋浜町2丁目19番9号に本店移転 東京支店を廃止し、福井支店を開設
5月	資本金3億円に増資
8月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける 福岡支店開設
9月	通商産業大臣より大阪繊維取引所綿糸市場の商品取引員の許可を受ける
4年2月	通商産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
5年4月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける
8月	名古屋支店移転
7年1月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける
3月	資本金5億円に増資
4月	横浜支店開設
9年4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける

10月	通商産業大臣より大阪商品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける 農林水産大臣より前橋乾繭取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける 東京都中央区日本橋浜町3丁目4番3号に本店移転 大阪支店移転
11月	農林水産大臣より東京穀物商品取引所農産物市場及び砂糖市場の商品取引員の許可を受ける
12月	高崎支店開設
10年1月	大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
11年6月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
11月	農林水産大臣より中部商品取引所畜産物市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
12月	通商産業大臣より中部商品取引所石油市場受託業変更の許可を受ける
13年2月	資本金6億1千万円に増資
4月	新潟支店開設
5月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場受託業変更の許可を受ける
8月	許可更新
14年6月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
8月	経済産業大臣より大阪商品取引所ニッケル市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
11月	大阪支店移転

### (3) 会社の目的

#### ①繊維原料の売買

②商品取引所法に基づく上場商品の売買並びに受託業務

③商品取引所法の適用を受ける商品に係る売買の媒介、取り次ぎもしくは代理及び輸出入ならびに海外における投資

④商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務

#### ⑤金融先物取引等の受託

⑥特定債権等に係る事業の規制に関する法律に基づく小口債権販売業務

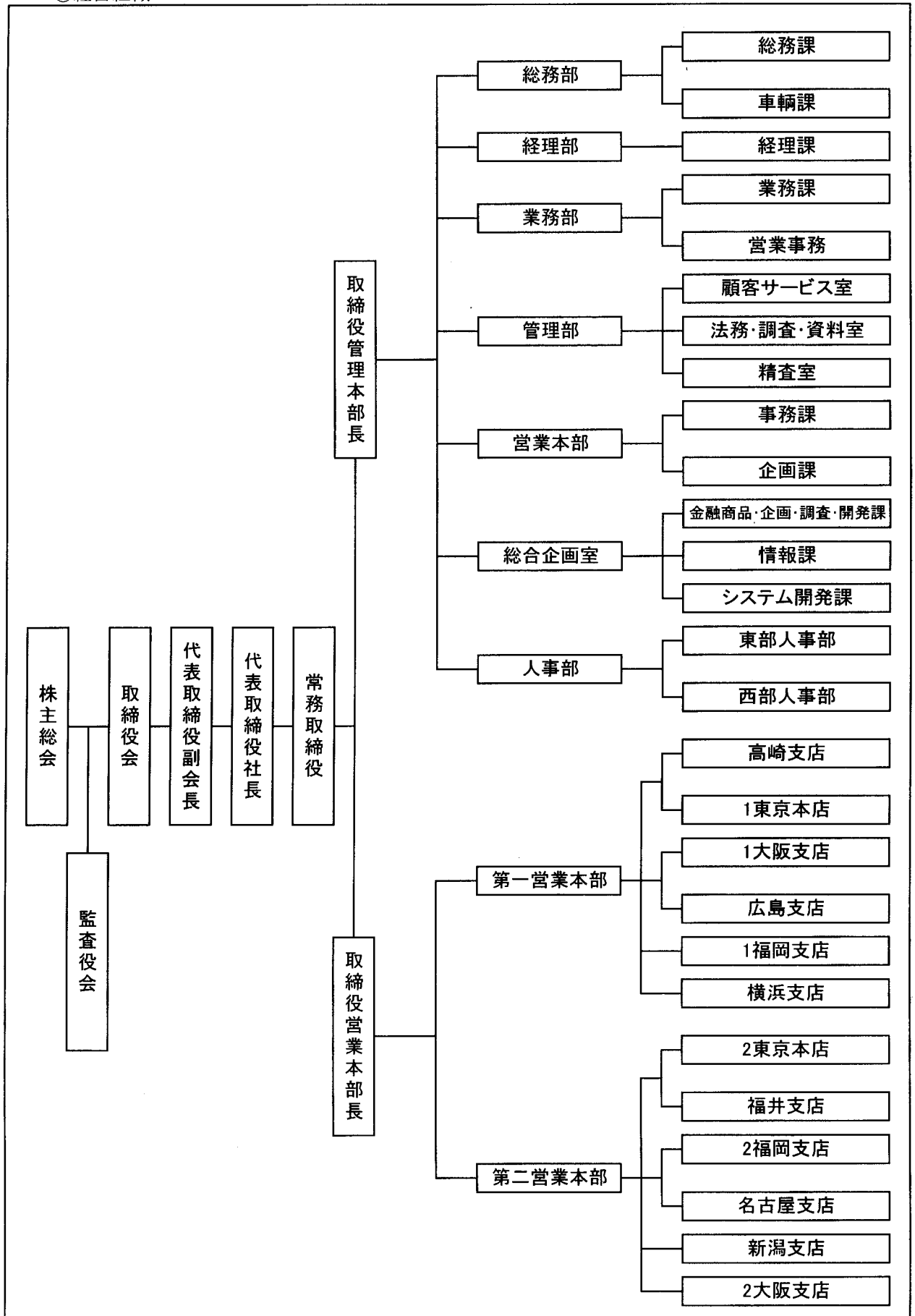
#### ⑦外国為替取引

⑧前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。

(4) 事業の内容

① 経営組織



## ②業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

### (a) 主たる業務

#### イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第126条第1項に基づき、商品市場における取引の受託業務及び委託の取次業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。（許可番号：農林水産省「7食流第2986号」 経済産業省「7産第2367号」「7産第2339号」）

なお、当社が当該許可を受けている商品市場、及び取扱上場商品は次のとおりです。

取引所名	許可を受けている商品市場
東京穀物商品取引所	農産物市場、砂糖市場
東京工業品取引所	貴金属市場、石油市場、アルミニウム市場
横浜商品取引所	農産物市場、繭糸市場
中部商品取引所	畜産物市場、石油市場
関西商品取引所	農産物市場、砂糖市場、水産物市場
大阪商品取引所	ゴム市場、天然ゴム指数市場、アルミニウム市場、ニッケル市場
福岡商品取引所	農産物市場

取引所名	取扱上場商品
東京穀物商品取引所	一般大豆、非GMO大豆、小豆、とうもろこし、粗糖、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、米国産大豆オプション、とうもろこしオプション、粗糖オプション、大豆ミール
東京工業品取引所	金、銀、白金、パラジウム、アルミニウム、ガソリン、灯油、原油
横浜商品取引所	乾繭、生糸、国際生糸、馬鈴薯
中部商品取引所	ガソリン、灯油、鶏卵
関西商品取引所	粗糖、粗糖オプション、小豆、IOM一般大豆、非GMO大豆、冷凍エビ
大阪商品取引所	ゴムRSS3、ゴムTSR20、ゴム指数、アルミニウム、ニッケル
福岡商品取引所	IOM一般大豆、非GMO大豆、小豆、とうもろこし、プロイラー、大豆ミール

(注) 当社においては、委託の取り次ぎ業務は行っておりません。

ロ. 商品市場における自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

(5) 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋浜町3丁目42番3号	03-3249-3500
横浜支店	横浜市中区曙町2丁目19番1号	045-253-3500
名古屋支店	名古屋市中区栄3丁目6番20号	052-262-3500
大阪支店	大阪市北区中之島3丁目2番18号	06-6441-3500
広島支店	広島市中区幟町2番26号	082-222-0288
福井支店	福井市中央3丁目2番15号	0776-25-2340
福岡支店	福岡市中央区長浜2丁目3番6号	092-724-3500
高崎支店	群馬県高崎市東町9番地	027-324-3501
新潟支店	新潟市東大通2丁目5番8号	025-240-3500

(6) 財務の概要（平成15年3月決算期）（単位：円）

①資本金	618,540
②純資産額 *1	5,918,685
③必要純資産額 *2	1,750,000
④総資産額	12,860,848
⑤営業収益	5,177,121
（うち、受取手数料	5,204,963）
⑥経常利益	654,731
⑦当期純利益	312,418

\*1 純資産額の算出方法は（資産－負債＋商品取引責任準備金）となっております。

\*2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,071,500株 (平成15年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

(8) 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	所有 株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	千株	%
川路 耕一	778	72.6
三晃商事従業員持株会	48	4.5
竹澤 美範	38	3.6
光陽キャピタル(株)	27	2.5
石田 敏一	21	2.0
佐藤 一義	20	1.9
佐藤 見由	20	1.9
松本 隆満	15	1.4
村上 久広	12	1.1
山本 尚之	10	0.9
計	990	92.4

(9) 役員の状況

役職名	氏名・生年月日	所有株式数
代表取締役 副会長	山本 尚之 昭和22年5月29日	10,000
代表取締役 社長	石田 敏一 昭和29年2月15日	21,000
取締役会長	川路 耕一 昭和20年11月9日	778,420
取締役相談役 (非常勤)	村上 久広 昭和25年8月25日	12,000



常務取締役	尾上 正興 昭和17年1月24日	8,000
常務取締役	松本 隆満 昭和26年12月11日	15,000
取締役 (営業本部長)	藤武 剛治 昭和34年3月17日	10,000
取締役 (営業本部長)	吹春 輝好 昭和26年7月6日	7,000
取締役 (管理本部長)	近藤 正弘 昭和16年7月28日	4,000
取締役 (管理副本部長)	守谷 耕治 昭和32年2月26日	1,500
取締役 (管理担当)	宮川 晴行 昭和14年8月6日	2,000
取締役 (業務担当)	鳥居 正夫 昭和16年5月26日	2,500
監査役 (常勤)	川路 洋子 昭和27年3月1日	0
監査役 (非常勤)	佐藤 見由 昭和14年12月1日	20,000
監査役 (非常勤)	中村 一 大正13年8月4日	0

監査役 (非常勤)	川路 盛雄 大正9年9月15日	0
監査役 (非常勤)	水口 孝信 昭和15年6月10日	0

(注) 監査役・中村一、監査役・川路盛雄、監査役・水口孝信は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業・非 営 業	
		男	女	営 業	非営業
従 業 員 数	283名	219名	64名	182名	101名
平 均 年 齢	30.4才	31.1才	28.1才	28.8才	33.4才
平均勤続年数	5.6年	6.3年	3.3年	5.2年	6.3年
外 務 員 数	223名	200名	23名		

(注) パート従業員は除きます。

## 2. 営業の状況

### (1) 営業方針

当社では、主力取扱商品である貴金属、石油並びに農産物市場の相場動向や要因について、当社独自の手法に基づいた情報収集並びに分析を行い、迅速かつ分かりやすい情報提供を行うサービスを充実させるとともに、お客様の利益を第一に追求する営業体制の構築に日々全力を挙げております。

また外務員に関しては、お客様に対する取扱商品の説明義務をより徹底するよう指導を強化するとともに、お取引をいただくにあたっては、お客様の視野に立ち、高い理解と満足をいただける受託活動を行うよう日々努力を重ねております。

幅広いお客様のニーズに対応できるよう、専門的な商品知識の習得だけでなく、サービス・マナーの向上を常に意識する質の高い人材の指導、育成を図るため、役職者に対しては年2回管理職者ゼミナールをはじめ、役員・上級役職者による巡回指導を随時実施しております。

さらに、お客様の利便性を図るための情報サービスやオンライントレードのシステム構築・充実に努めております。

### (2) 当社及び当業界を取り巻く環境

日本経済は2002年初頭から世界経済の回復に伴う輸出の増加を背景に、景気は底入れの兆しが見えたものの、内需の失速、アメリカのデフレ懸念や世界的な株価下落による世界経済の不透明感から、下期には輸出も失速し始め、景気の先行き懸念は強まっています。完全失業率は過去最悪を記録、急速かつ大幅な生産調整等が行われましたが、米・イラク戦争や新型肺炎SARSの蔓延による世界的な混乱の影響もあり、企業活動や業績に大きな影を落としています。日経平均株価もバブル後最安値を更新し、金融不安再燃が警戒される中、政府は金融再生プログラムに基づき対策を講じていますが、株価の低迷は銀行の体力を奪い、保険業界を含む金融業界全体の迷走を招いています。

当業界においては、イラク情勢の緊迫化とドルの下落、株式市場の低迷を背景に有事の「金」や原油等の商品へ人気が集まり、これに新規上場商品が順調に出来高を伸ばしたことも追い風となり、平成14年度の先物市場の出来高は、前年度比12%増で過去最高となる1億4,253万枚を記録するなど活況を呈しました。

### (3) 営業の経過及び成果

#### ①受取手数料部門

当期の受取手数料は、中東情勢の緊迫化が続く中、有事関連銘柄である国際商品に人気が集まり、貴金属・石油市場は大幅に売買高を伸ばしました。一方、農産物市場は商いが伸びず、全体として委託売買高は1,379,589枚（前期比19.2%減）、受取手数料は52億496万円（前期比13.4%減）となりました。

#### ②売買損益部門

当期の売買損益は、ディーリング技術を駆使し、柔軟かつ積極的に対応した結果、農産物市場においては利益を計上しました。一方、石油市場においては、中東情勢の影響を受け相場が乱高下したため、成果を上げることができず損失を計上しました。市場全体においては2,784万円の損失計上となっております。

以上の結果、当期の営業収益は51億7,712万円（前期比4.9%減）、経費の削減により営業費用は45億2,169万円（前期比4.0%減）となり、営業利益は6億5,542万円（前期比10.4%減）、経常利益は6億5,473万円（前期比19.9%減）、当期利益は3億1,241万円（前期比29.2%減）となりました。

当事業年度における受取手数料・売買損益及び売買高の内訳は次の通りです。

## (a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第47期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	1,640,511
貴金属市場	2,326,370
ゴム市場	3,857
ゴム指数市場	5,875
アルミ市場	5,723
砂糖市場	148,792
石油市場	1,073,669
畜産物市場	112
繭糸市場	6
水産物市場	21
ニッケル市場	25
小 計	5,204,963
オプション取引	
農産物市場	----
砂糖市場	----
小 計	----
商品ファンド	----
合 計	5,204,963

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 売買損益	第47期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	256,539
貴金属市場	60,773
ゴム市場	1,198
ゴム指数市場	▲10,481
アルミ市場	▲1,236
砂糖市場	▲30,692
石油市場	▲304,021
畜産物市場	▲61
繭糸市場	193
水産物市場	4
ニッケル市場	▲60

小 計	▲27,842
海外先物取引	-----
商品売買損益	-----
その他売買損益	-----
小 計	-----
合 計	▲27,842

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 商品市場名	第47期 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物市場	494,940	364,466	859,406
貴金属市場	450,448	352,716	803,164
ゴム市場	1,254	2,398	3,652
ゴム指数市場	1,624	4,926	6,550
アルミ市場	1,740	2,026	3,766
砂糖市場	41,941	35,741	77,682
石油市場	387,530	499,786	887,316
畜産物市場	28	3,056	3,084
繭糸市場	4	30,148	30,152
水産物市場	70	141,070	141,140
ニッケル市場	10	4,010	4,020
合 計	1,379,589	1,440,343	2,819,932

- (注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(4) 対処すべき課題

当社の今後における課題といたしまして、平成16年末に実施される委託手数料完全自由化を見据えた財務基盤の強化と、収益構造の多角化を図るための新たな営業戦略が急務と考えております。

財務基盤の強化を推進するため、商品先物取引を中心に据えた資産運用のアドバイスだけでなく、高い信頼とサービスマナーを兼ね備えた外務員を養成するとともに、社内管理体制の強

化、事務コストの削減に努めております。

新たな営業戦略につきましては、オンライントレード事業について、当社独自に開発することにより特許を取得した商品や、複数のベンダーによる情報の提供をしながらも大幅にコストを抑えた形での商品を提供できるよう準備をすすめております。コスト面で先行他社に引けを取らず、手数料についても、他社とは差別化を図った戦略を構築することにより、新たな顧客層の導入を図ってまいります。その他新商品の開発・販売についても積極的な営業戦略を必要に応じて行ってまいります。

## 受 託 業 務 管 理 規 則

三晃商事株式会社

### (目的)

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

### (管理室の措置)

第2条 当社は、受託業務に係る社内管理の経営上の責任体制の明確化を図るため、本店の管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理室を設置し責任者を置くものとする。

2 受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理室の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとする。

3 総括責任者、副総括責任者及び管理室の責任者は、次の者とする。

(1) 総括責任者は取締役以上の者とする。

(2) 副総括責任者は副部長職以上の者とする。

(3) 管理室の責任者は、本店においては管理部の副部長職以上、従たる営業所においては管理部門の副主任職以上またはこれに準ずる者とする。

### (委員会への報告)

第3条 社内管理措置の遂行状況、遵守状況について必要に応じて受託業務適正化委員会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て改善措置を講ずるものとする。

### (商品先物取引不適格者の参入防止)

第4条 当社は、委託者が次に掲げる不適格者に該当することが判明したときは、一



切の勧誘及び受託は行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、及び精神障害者
- (2) 恩給・年金・社会保険給付金等により主として生計を維持し、余裕資金をもたない者
- (3) 生活保護法被適用者
- (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (5) 一定所得がなく、かつ余裕資金をもたない者

#### (商品先物取引不適格者の特例)

第5条 当社は、委託者が次に掲げることが判明したときは、不適格者に準ずるものとして一切の勧誘は行わない。

ただし、本人から取引を行いたい旨の書面（本人自筆のものに限る）の申出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り受託を行うものとする。

- (1) 自宅療養者等医療費が収入の50%以上を占めている者
- (2) 一定の所得を有しない者
- (3) その他商品先物取引を行う適格性に欠けると認められる者

#### (適格性審査)

第6条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、約諾書の差入れを受ける前に、次の手続きによる顧客の適格性審査を行うものとする。

- (1) 顧客の知識、経験及び財産の状況を把握するための書面として、委託者自筆の「口座開設申込書」及び「アンケート」を徴収し、それに基づき第7条に定める顧客カードを作成し受託の適否について管理室の審査を受けるものとする。
- (2) 前号の審査による管理室の承認があるまでは、契約を行わないものとする。
- (3) 口座開設申込書及びアンケートには、次の事項について顧客に直接記入を求めるものとする。

①氏名、性別、年齢、住所

- ②家族構成
- ③職業、役職、勤務先名
- ④年収及び資産、有価証券投資額
- ⑤商品先物取引の経験の有無
- ⑥証券取引の経験の有無
- ⑦商品先物取引の説明に関する事項（交付書面の受領の有無、説明を受けたことの確認、説明の内容[取引のしくみ、損失リスク]についての理解度、取引意思の確認）
- ⑧投資可能額

#### （顧客カードの整備）

第7条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードの写しを本店及び従たる営業所毎に備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 資産及び収入の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引の経験の有無
- (5) 投資可能額
- (6) その他必要と認める事項

2 顧客カードは、すべてこれを第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

#### （勧誘の際の説明義務）

第8条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、勧誘の目的を告知したうえで、受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイドー」等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ（特に委託証拠金制度、損益の計算方法等）などについて説明するとともに、取引について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に自覚を促したうえで、参加を求めることとする。

### (取引意思の確認)

第9条 売買注文の委託を受けるに当たっては、受注日時及び場所、受注内容（委託者が指示した事項）等外務行為の状況を、業務日誌または管理者日誌に簡明に記載するものとする。

### (経験者の判断基準)

第10条 自社又は他の商品取引員において商品先物取引を3か月以上取引したことのある者及び金融・証券の先物取引を行ったことのある者以外は、未経験者として扱う。

### (委託者の保護育成措置)

第11条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者、又はこれと同等と判断される委託者については、3か月を限度とする習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第8条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての理解と認識を求めること
- (2) 取引にあたっては、特に委託追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資質、資金力、取引経験等からみて、明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること
- (3) 前号に定める措置については、預り証拠金500万円を超えないものとし、別に基準を定める。
- (4) 委託者に対し、商品先物取引について理解と認識を深めていただくため、習熟期間中に下記の事項等について、アンケート調査を行うこととする。調査の結果、未だ理解が充分でないと判断される委託者については、さらに理解度を深めていただくよう努めることとする。
  - (イ) 商品先物取引の投機性についての理解
  - (ロ) 損益発生仕組み、及び損益計算方法の理解
  - (ハ) 委託証拠金の性格、及び委託追証拠金の計算方法の理解

- (ニ) ストップ高安等の値幅制限についての理解
  - (ホ) 約定値段、総取引金額についての理解
  - (ハ) その他、必要と認める事項についての理解
- (5) 健全な委託者の導入を図るため、委託者に所在、年齢等を明確にするための証明（免許証等の本人確認書）を求める。委託者が法人の場合は、登記簿謄本の提出を求め、それを徴収する。

#### （建玉制限等）

第12条 委託者の建玉については、商品取引所が定める市場管理規則を遵守するとともに、十分に説明を行い理解を求めなければならない。

2 当社は、委託者の取引に際し委託者の株式等の取引経験や預託資金等を考慮のうえ、別に定める相応の建玉枚数の範囲内において受託を行うものとする。

3 委託者の建玉については、業務部の課長職以上の管理者が管轄するものとし、自己のディーリング取引部門とは区別して管理するものとする。

#### （広告・宣伝に係る措置）

第13条 当社は、広告・宣伝に係る社内管理責任者を総務部の部長職以上の者とし、その実施に先立って社内審査を行うものとする。

#### （委託者の疑義等の解明努力）

第14条 委託者の取引に係る疑問・質問・相談等に迅速に回答できる部署として、本社管理部にお客様サービス室を設置する。

#### （受託業務における禁止行為）

第15条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

## (不正資金の流入防止)

第16条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。また、これらの者から受託しようとする場合には、あらかじめ本人から自己資金による取引である旨の書面（本人自筆のものに限る）の申し出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り受託を行うものとする。

- ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用金庫、信用組合、郵便局などの金融機関で、金銭、有価証券等の取り扱いに係わる者。
  - ② 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱者。
  - ③ 民間企業等における公金出納取扱者。
- (1) 当該委託者の預り額（帳尻益の振替分を除く）の合計が3000万円を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
  - (2) 調査業務を担う部署は管理部とし、調査は当該調査部署の社員が実施する。ただし、調査の迅速化のために必要なときは、外部機関（興信所等）を利用して調査することとする。
  - (3) 調査にあたっては、調査部門は営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を全て調査部門に報告する等、調査に協力しなければならない。
  - (4) 調査にあたって、本人から事情を聴取するとともに、その裏付けの証拠の提出を求めるものとする。ただし、当該委託者が取引資金の裏付けとなる証拠の提出がない場合又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。
  - (5) 調査の結果、新たな入金及び建玉の追加を受けないものとされた場合には、営業部はこれを遵守し、以後の勧誘・受託を行わないものとする。ただし、仕切りに係る指示についてはこの限りでない。
  - (6) 前号の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
  - (7) 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

### (管理室の職務)

第17条 管理室の職務は、次のとおりとする。

- (1) 「口座開設申込書」及び「アンケート」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (3) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (4) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (5) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
- (6) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導並びに遵守状況の監視及び不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- (7) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応
- (8) 過去に恣意的に紛争等を発生させた委託者の参入予防措置
- (9) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (10) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

### (違反者に対する懲戒)

第18条 第15条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、就業規則の「制裁規定」によりこれを懲戒する。

### (日本商品先物取引協会への届出)

第19条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

これを変更したときも同様とする。

(付則) 本規則は、平成元年11月27日より実施する。

(付則) 本規則は、平成3年10月15日に一部改正する(「日商協」発足に伴う関連事項の修正)。

(付則) 本規則は、平成7年7月1日に一部改正する(第8条「遠隔地からの受託に関する管理措置」を新設し、以降の各条文番号を整理)。

- (付則) 本規則は、平成8年4月1日に一部改正する(第4条の本文中に「勧誘の目的を告知したうえで」を挿入、及び別掲の日商協〔受託業務に関する規則〕に定める禁止行為の追加)
- (付則) 本規則は、平成10年9月1日に一部改正する(「商品取引所法」改正に伴う関連事項の改定)。
- (付則) 本規則は、平成11年2月1日に一部改正する(6条アンケートの徴収、7条顧客カードの保管、11条4項関連、13条関連)
- (付則) 本規則は、平成11年7月20日に一部改正する(6条年収の推定等、12条・13条・14条新設、15条以下条文整理)
- (付則) 本規則は、平成12年6月15日に一部改正する(「民法」改正に伴う関連事項の改定、4条)
- (付則) 本規則は、平成13年8月1日に一部改正する(平成13年許可更新に伴う改定、管理室の営業関係者排除、投資可能額、増枠手続、外務員20枚判断枠、習熟期間中の取引制限、振替禁止、2条・4条~7条・11条・12条)
- (付則) 本規則は、平成15年3月3日に一部改正する

## 管理部内規 1

### 〔新規習熟期間中の委託者に係る増し枠許可〕 管理部内判断基準

受託業務管理規則第11条第1項第3号に定める相応の建玉枚数の範囲は、次によるものとする。

#### ※建玉枚数21枚以上

委託者自筆の書面による申請に基づき、管理室責任者が、次の基準により審査を行い、その適否について判断し、妥当と認められる範囲内において受託をする。

- (1) 年収500万円以上、有価証券・預貯金合計が500万円以上と推定されること。
- (2) 商品取引に対する知識・理解度が深いこと。

## 管理部内規 2

### [一般委託者に係る増し枠許可] 管理部内判断基準

受託業務管理規則第12条第2項に定める相応の建玉枚数の範囲に係る管理部内の判断基準は、次によるものとする。

#### ※建玉枚数50枚超

委託者自筆の書面による申請に基づき、総括責任者が、次の基準により審査を行い、その適否について判断し、妥当と認められる範囲内において受託をする。

- (1) 3か月以上の商品又は株式の先物取引の経験を有すること。
- (2) 商品取引に対する知識・理解度が深いこと。
- (3) 年収及び有価証券・預貯金合計が1000万円以上と推定されること。



(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
245名	64名	55名	254名

(注) パート従業員も含まれます。

(7) 委託者数

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,585名	1,077名	1,441名

(8) 苦情・紛争に関する事項

①平成14年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	1	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	1	1	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	2	0	0	0

(注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	1	0	0	0	1
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

当社では、苦情・紛争の未然防止を図るため、本社管理本部の総括管理の下に「顧客サービス室」を設置し、フリーダイヤルを配置して、ご不明な点やご相談・お問い合わせなど、お客様からの取引に関するあらゆるご相談をお受けしております。

なお、お客様からのお取引に関するご相談・お問い合わせ等については、直ちに社内調査を実施し、誠意をもって迅速かつ適切な対応に努めております。

## (9) 訴訟に関する事項

### ①平成14年度中の係争

平成14年度中において、当社営業担当者の過当勧誘その他の事由により、商品先物取引において損害を被ったとして、委託者からその賠償を求めて新たに提起された訴訟が5件、委託者未収金の支払いを求めて当社から簡易裁判所へ提訴した事件が1件の合計6件の訴訟事案が発生しました。なお簡裁へ提訴した事案は、かねて調停中であつた事案です。

前年度から繰越係争中であつた6件の訴訟を含め合計12件の訴訟事案のうち、和解したもの9件、判決1件と合計10件が結審しました。判決の1件に関しまして、当社はこれを不服とし控訴しました。

平成14年度中における訴訟に関する集計結果はつぎのとおりとなりました。

訴 訟 件 数			結 審		係 争 中
前年度繰越	当年度発生	合 計	判 決	和 解	
6件	6件	12件	1件 (直ちに控訴しました)	9件	3件 (うち1件は控訴審)

調 停 件 数			成 立	不 調
前年度繰越	当年度発生	合 計		
1件	0件	1件	0件	1件

## ②平成14年度中の判決等

当年度中の判決は前記のとおり1件ありましたが、原告代理人主張の15項目のうち12項目（8割）について当社の違法性はなかったと判示されたにもかかわらず、過失相殺を3割しか認めなかった判決を不服として当社は直ちに控訴いたしました。

また和解解決した9件の和解内容は次のとおりです。

いずれも裁判所から和解の打診があったもので、当事者間で協議のうえ和解解決したものであります。このうち損害賠償請求金額に対する当社負担率が40%を越えたものは2件ありました。当社では訴訟進行の費用対効果の観点から、負担率において不満はありましたが、和解解決に努めたものであります。

### 3. 経理の状況

#### (1) 貸借対照表

三晃商事株式会社

#### 第47期貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[ 9,822,490]	流動負債	[ 6,932,425]
現金預金	3,353,545	委託者未払金	226,110
委託者未収金	492,385	未払金	48,924
有価証券	75,693	未払費用	164,451
商品	8,284	未払法人税等	194,500
前払費用	1,805	未払消費税等	17,669
繰延税金資産	19,057	預り委託証拠金	6,077,063
商品取引責任準備預託金	312,466	その他の流動負債	203,705
保管有価証券	100,899	固定負債	[ 9,737]
委託者先物取引差金	2,109,086	退職給付引当金	9,737
差入保証金	2,968,860	引当金	[ 312,466]
未収入金	107,762	商品取引責任準備金	312,466
その他の流動資産	275,299		
貸倒引当金	▲2,656		
固定資産	[ 3,038,358]	負債合計	7,254,629
有形固定資産	( 1,006,374)	(資本の部)	
建築物	148,546	資本金	[ 618,540]
構築物	78,025	利益剰余金	[ 4,959,141]
車両	10,472	利益準備金	154,635
器具及び備品	37,310	任意積立金	1,900,000
土地	732,019	当期末処分利益	2,904,506
無形固定資産	( 82,743)	(うち当期利益)	( 312,418)
営業権	2,145	株式等評価差額金	[ 28,537]
ソフトウェア	50,854		
電話加入権	29,744		
投資等	( 1,949,240)	資本合計	5,606,218
投資有価証券	322,455		
出資	476,944		
長期貸付金	20,835		
長期未収債権	53,416		
長期未収入金	58,194		
長期前払費用	16,198		
繰延税金資産	141,953		
長期差入保証金	856,516		
積立金	70,004		
その他の投資	5,839		
貸倒引当金	▲73,118		
資産合計	12,860,848	負債・資本合計	12,860,848

## (2) 損益計算書

三晃商事株式会社

## 第 4 7 期 ・ 損益計算書

自 平成 1 4 年 4 月 1 日

至 平成 1 5 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益	営業収益		5,177,121
	受取手数料	5,204,963	
	売買損益	▲27,842	
	営業費用		
	販売費及び一般管理費	4,521,696	4,521,696
	営業利益		655,424
	営業外収益		49,518
	受取利息及び配当金	24,547	
	その他	24,971	
	営業外費用		50,211
支払利息	27		
その他	50,184		
経常利益			654,731
特別 損益	特別損失		9,794
	商品取引責任準備金繰入	586	
	固定資産除却損	9,208	
税引前当期利益			644,937
法人税・住民税及び事業税			353,451
法人税等調整額			▲20,932
当期利益			312,418
前期繰越利益			2,592,088
当期未処分利益			2,904,506

### (3) 重要な会計方針

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

##### (a) その他有価証券

###### ・時価のあるもの

当期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）。

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法。

##### (b) 保管有価証券

商品取引所法の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次の通りであります。

・利付国債証券	額面金額の80～85%
・社債（上場銘柄）	額面金額の65%
・株券（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
・倉荷証券	時価の70%相当額

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法。

#### ③固定資産の減価償却方法

##### (a) 有形固定資産……定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法。

##### (b) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

#### ④引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計

上しております。

- (b) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異(208,109千円)については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。
- (c) 商品取引責任準備金……商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

#### ⑤営業収益の計上基準

##### (a) 受取手数料

###### イ. 商品先物取引

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

###### ロ. オプション取引

委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

##### (b) 売買損益

###### イ. 商品先物決済損益

反対売買により取引を決済したときに計上しております。

###### ロ. オプション取引

自己の未決済玉を時価評価し、計上しております。

#### ⑥リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### ⑦消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### ⑧会計方針の変更

##### (a) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が適用されることになったことに伴い、同会計基準によっております。これによる当期の損益に与える影響はありません。

なお、当期から平成14年4月1日より施行された商法施行規則により、資本の部を資本金の部、資本剰余金の部、利益剰余金の部及び株式等評価差額金の部に区分して表示しております。

##### (b) 1株当たり情報

当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が適用されたことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針によっております。

なお、同会計基準及び適用指針を前事業年度に適用して算定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	5,061.83円
1株当たり当期純利益金額	292.32円

#### (4) 注記事項

##### (貸借対照表関係)

##### ①イ. 預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

保管有価証券	75,760 千円
投資有価証券	12,090
合 計	87,850

##### ロ. 分離保管資産

商品取引所法第136条の15の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとお



りであります。

定期預金	1,000 千円
普通預金	1,924,760
指定金銭信託預金	600,000
合計	2,525,760

②委託者未収金のうち、無担保のものは46,067千円であります。

③商品取引責任準備預託金は、商品先物取引事故に備えるため日本商品先物取引協会の定款第62条に基づいた日本商品先物取引協会への預託金であります。

④委託者先物取引差金は、委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の売買損(売買益)相当額を、委託者に代わって取引所に立替え払いした(取引所から預かった)金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

⑤有形固定資産の減価償却累計額は、297,379千円であります。

⑥リース契約により使用する固定資産の明細は次のとおりであります。

資産の種類	資産の内容	数量等の明細
器具及び備品	電子計算機 業務システム一式	本体65台ほか端末機器一式
	複写機及び事務用機器	複写機21台ほか事務用機器
車両	乗用車コロナ他	23台

⑦重要な外貨建の資産及び負債

現金及び預金	4,679 千円 (25,240.11英ポンド)
現金及び預金	117 千円 ( 974.94米ドル)
差入保証金(流動資産)	480 千円 ( 4,000.00米ドル)

⑧1株当たりの当期利益 255円86銭

なお、損益計算書上の当期利益の額は312,418千円、1株当たり当期利益の算定に用いられた普通株式に係る当期利益の額は274,160千円、これらの差額は役員賞与38,257千円であります。また、1株当たり当期利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は1,071千株であります。

⑨商法290条第1項第6号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は28,537千円であります。

(損益計算書関係)

①受取手数料の内訳

商品先物取引	5,204,963	千円
オプション取引	—	
商品ファンド	—	
合 計	5,204,963	

②売買損益の内訳

商品先物決済損益	234,405	千円
商品先物評価損益	▲262,247	
合 計	▲27,842	

(5) 利益処分計算書

第 4 7 期 利益処分計算書

株主総会承認日 平成15年6月24日

(単位：円)

当期末処分利益	2,904,506,673
株 主 配 当 金	133,937,500
役 員 賞 与 金	38,257,800
次期繰越利益	2,732,311,373

(6) 監査に関する事項

当社は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

(7) 財務比率

諸 項 目	比 率 %
(a) 純資産余裕比率	338
(b) 自己資本資本金比率	906
(c) 自己資本比率	44
(d) 修正自己資本比率	48
(e) 当座性資金等比率	134
(f) 委託者未収金比率	9
(g) 借入金等比率	0
(h) 経常収支率	114
(i) 負債比率	117
(j) 流動比率	142
(k) 委託手数料収益比率	100
(l) 自己売買収益比率	▲1

(a) 純資産余裕比率

$$\text{【純資産額（*）} \div \text{必要純資産額} \times 100 \text{】}$$

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があるといえます。

（\*「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金〔商品取引所法に基づく引当金〕を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。）

(b) 自己資本資本金比率

$$\text{【自己資本} \div \text{資本金} \times 100 \text{】}$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(c) 自己資本比率

$$\text{【自己資本／総資本} \times 100 \text{】}$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払い能力の安定性が高いといえます。

(d) 修正自己資本比率

$$\text{【自己資本／（総資産額－委託者に係る取引所預託金額－分離保管預託額）} \times 100 \text{】}$$

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関へ預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 当座性資金等比率

$$\text{【当座性資金等（*）／流動負債額} \times 100 \text{】}$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。流動比率との違いは、流動資産のうちより現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

（\*「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいいます。）

(f) 委託者未収金比率

$$\text{【委託者未収金（長期債権に属するものを除く）／純資産額} \times 100 \text{】}$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

(g) 借入金等比率

$$\text{【 (借入金 + 借入有価証券 + 社債(新発行対出債を控)) / 総資産額} \times 100 \text{】}$$

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

(h) 経常収支率

$$\text{【経常収益 / 経常費用} \times 100 \text{】}$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いといえます。

(i) 負債比率

$$\text{【負債合計額 / 純資産額} \times 100 \text{】}$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(j) 流動比率

$$\text{【流動資産額 / 流動負債額} \times 100 \text{】}$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(k) 委託手数料収益比率

$$\text{【 (商品先物取引に係る) 委託手数料 / 経常収益} \times 100 \text{】}$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いといえます。

(1) 自己売買収益比率

$$\text{【自己売買収益 / 経常収益} \times 100 \text{】}$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いといえます。